

生駒市消防本部訓令甲第 2 号

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程
の一部を改正する訓令

(生駒市消防事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 生駒市消防事務決裁規程（平成 7 年 4 月生駒市消防本部訓令甲第 1 号）

の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 2 項を削る。

第 18 条を削る。

(生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程の一部改正)

第 2 条 生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程（平成 8 年 10 月生駒市消防本部訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 4 号中「及び消防署鹿ノ台分署」を削る。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。